大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を「大阪府障がい者サポートカンパニー」（以下「登録企業」という。）として登録し、その取り組みを広く府民に周知を図り、府と事業者が協力して障がい者の就労支援並びに障がい者の雇用を一層拡大することを目的とする。

（大阪府の取組）

第３条　大阪府知事（以下「知事」という。）は、次の各号の取組を通して大阪府障がい者サポートカンパニー制度の普及啓発に努める。

（１）登録企業への大阪府障がい者サポートカンパニーロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）の交付とその積極的な使用。

（２）登録企業の障がい者雇用等に関する取組をホームページやその他の広報媒体による情報発信。

（３）大阪府が取り組む障がい者施策や就労促進に関する情報発信。

（登録企業の取組）

第４条　登録企業は、次の各号の取組を通して大阪府障がい者サポートカンパニー制度の普及啓発に努める。

（１）ロゴマークを会社案内や名刺等に使用する等の普及啓発。

（２）自らが取り組む障がい者雇用や就労促進に関する情報発信。

（３）その他、大阪府が実施する障がい者の雇用又は就労支援施策の協力。

（登録の要件）

第５条　知事は、別に定める要件を満たしている事業者を「大阪府障がい者サポートカンパニー」として登録することができる。

２　知事は、前項の要件を満たしている事業者がさらに別に定める要件のいずれかに該当している場合に「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」として登録することができる。

（登録の申請）

第６条　前条の登録を受けようとする事業者（就労継続支援Ａ型事業所を除く）は、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録申請書（様式第１号）」に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

（１）事業の概要がわかる書類。（ＨＰのリンクも含む）

（２）障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条第７項に基づく報告義務がある事業者は、登録申請日の直前に国へ報告した障害者雇用状況報告書の写し。

（３）その他、知事が必要とする書類。

２　前条の登録を受けようとする就労継続支援Ａ型事業所は、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録申請書（様式第２号）」に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

（１）事業の概要がわかる書類。（ＨＰのリンクも含む）

（２）指定書の写し。

（３）その他、知事が必要とする書類。

（登録の決定）

第７条　知事は、事業者から提出された申請書の内容を審査し、第５条第１項の登録をするときは「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証（様式第３号。以下「登録証」という。）」を登録企業に交付するものとする。また、第５条第２項の登録をするときは、「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録証（様式第４号。以下「優良企業登録証」という。）」を登録企業に交付するものとする。

２　知事は前項の審査のため、当該事業者に現地調査を求めることができるものとする。

３　登録の有効期限は、登録日から起算して２年を経過した日以降における最初の３月３１日までとする。

（登録の更新）

第８条　登録企業が登録の更新を希望するときは、有効期限日の６か月前から１０日前までの間に、申請を行うものとする。ただし、有効期限の１０日前が閉庁日であるときは、翌開庁日までとする。

２　前項の手続等については、第６条及び前条を準用する。

（登録の変更）

第９条　登録企業は、次の各号に該当するときは、「大阪府障がい者サポートカンパニー変更届（様式第５号）」により変更の届けを提出しなければならない。

（１）事業者の名称

（２）所在地

（３）代表者

（登録の辞退）

第10条　知事は、登録企業から「大阪府障がい者サポートカンパニー登録辞退届（様式第６号）」により、登録辞退の届けがあったときは、これを受領するものとする。

２　登録を辞退する事業者は「登録証」または「優良企業登録証」を知事に返還しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

第11条　第6条、第9条、第10条に掲げる申請、届出（以下、「申請等」という。）は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機と当該申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。また、その申請等は、大阪府障がい者サポートカンパニー登録申請書（様式第1号）、（様式第2号）、大阪府障がい者サポートカンパニー変更届（様式第5号）及び大阪府障がい者サポートカンパニー辞退届（様式第6号）により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

２　前項の規定により行われた申請等は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

（登録の取消し）

第12条　知事は、登録企業が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取消すことがある。

（１）第５条第１項の要件に該当しないことが明らかになったとき。

（２）その他登録企業として適当でない事由が生じたとき。

２　知事は、前項に基づき取消すときは、登録企業に通知する。

３　登録を取消された事業者は「登録証」または「優良企業登録証」を知事に返還しなければならない。

（その他）

第13条　この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

　この要領は、平成２７年５月１日から施行する。

この要領は、平成２８年１１月１６日から施行する。

この要領は、平成３０年８月１日から施行する。

この要領は、令和４年３月１５日から施行する。